事務連絡

令和４年２月２５日

指定地域密着型通所介護事業所

指定認知症対応型通所介護事業所

管理者　様

新宿区福祉部介護保険課長　関本　ますみ

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の

臨時的な取扱いについて（第27報）」の適用に係る申出書について（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」（令和４年２月９日付厚生労働省事務連絡。以下「第27報」という。）を適用して、報酬区分を算定する場合は、請求日より前に指定権者へ申出書を提出する必要があります。

つきましては、第27報の申出書の提出方法等について、下記のとおり御連絡いたします。

記

１ 対象事業所

地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所

２ 対象期間

令和４年２月からまん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月まで

３ 申出書の提出先及び問合わせ先

本件を適用する予定がある場合は、請求日より前に、別添の申出書を介護保険課推進係まで提出してください。（例：２月サービス提供分の場合は３月10日まで）

なお、本様式については新宿区ホームページからもダウンロードできます。

［URL： <https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01_002044.html> ］

（新宿区ホーム>くらし>保険・年金・税金 介護保険>介護サービス事業者の方へ>介護給付費の加算・減算に関する届出> 加算の体制状況の届出［地域密着型サービス］）

〇申出書の提出先

〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-4-1　新宿区介護保険課推進係指定担当宛て

　MAIL:[kaigo-shitei@city.shinjuku.lg.jp](mailto:kaigo-shitei@city.shinjuku.lg.jp)　電話：０３－５２７３－４２１２（直通）

〇第27報を適用したサービスについての問合せ先

新宿区介護保険課給付係　電話：０３－５２７３－３４９７（直通）